

## 松本城を核としたまちづくり

### 1 松本城三の丸エリア整備事業

総合戦略局 お城まちなみ創造本部

#### (1) 目標

二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺の将来像を示し、公民が連携して、「誰かに語りなくなる暮らし」をつくり、松本城三の丸エリアビジョンの実現を目指すものです。

#### (2) 令和3年度の実践と成果

ア 関連団体や市民等のエリアで暮らす人々（約170名）との対話を積み重ねると共に、4名のアドバイザー（都市デザイン、歴史・世界遺産、交通、公民連携の専門家）から4回の意見聴取を行い、エリアの現状や潜在力の把握、目指す将来像などを検討しました。

イ また、将来を担う小中高生（13校、758名）や市民（1,000名）を対象としたアンケート調査を実施し、検討の参考としました。

ウ これらの検討結果を踏まえ、公民連携により実現を目指す「松本城三の丸エリアビジョン」を策定し、令和4年3月に公表しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア ビジョンの実現に向けて、地域住民や事業者などが主体となった推進組織（（仮称）三の丸エリアプラットフォーム）を立ち上げることが必要です。

イ 小さなチャレンジとその検証を積み重ねることにより、段階的にビジョン実現に向けた取組みを進めることが必要です。そのため令和4年度後半から令和7年度にかけて、先導的に取組む界限でパイロット・プロジェクトを実施し、取組みを日常化することを目指します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成27年度 「松本城三の丸地区整備基本方針～大名町・土井尻界限～」を策定

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置を活用し、「街場のえんがわ作戦」として道路占用許可基準を緩和した公共空間利活用（テラス席やベンチ等の設置）を開始

（大名町通りや緑町・辰巳の御庭などで、7団体・66店舗が実施）

令和3年度 「松本城三の丸エリアビジョン」を策定

## 松本城を核としたまちづくり

### 2 国宝松本城南・西外堀復元事業

総合戦略局 お城まちなみ創造本部

#### (1) 目標

松本城に代表される歴史や文化の営みを実感できるまちづくりを進めるため、「松本城およびその周辺整備計画」に基づき、都市計画道路内環状北線整備事業と一体的に松本城南・西外堀を復元するものです。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 令和3年度末現在の事業用地取得状況は、取得予定面積 9,283.26㎡に対し、7,012.39㎡（取得率 75.5%）となりました。
- イ 南外堀の形状と範囲を確認するための発掘調査を3か所で実施して、木杭列や石列の出土を確認し、「享保十三年秋改松本城下絵図」と外堀の範囲がほぼ合致することを確認しました。
- ウ 水をたたえた堀の復元に向けた調査・研究を進め、現時点で想定される課題などを整理しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 土壌汚染対策法改正を踏まえ、水をたたえた堀の復元に向けて、文化庁等の関係機関協議を進める必要があります。
- イ 堀復元により大量の掘削土が発生すると見込まれることから、汚染土の活用方針だけでなく、南・西外堀全体の土砂の処理方針を検討する必要があります。
- ウ 引き続き南・西外堀の発掘調査を実施し、外堀の形状と範囲を確認する必要があります。
- エ 事業用地の取得に向けて、引き続き関係権利者の個々の具体的な条件整備を進める必要があります。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 昭和52年度 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定
- 平成11年度 「松本城およびその周辺整備計画」を策定
- 平成19年度 教育民生・建設合同委員協議会において、外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
- 平成24年度 都市計画公園区域を変更  
文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定を開始
- 平成25年度 事業用地取得を開始
- 平成30年度 事業方針を堀復元から平面整備へと変更
- 令和2年度 市議会6月定例会において、水をたたえた堀復元のための調査、研究を進める考えを表明  
城西2丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手
- 令和3年度 南外堀の3か所で発掘調査を実施

## 松本城を核としたまちづくり

### 3 まちなみ修景事業

建設部 都市計画課

#### (1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 平成30年度からお城周辺地区で実施しています。
- イ 建築等の行為にあたっては、お城周辺地区まちづくり推進協議会第2ブロックにおいて締結した、修景基準や協定に適合しているか運営委員会に諮り、事業者と協議を行いました。  
修景補助件数： お城周辺地区 2件
- ウ 地区内で制度や基準を周知し、更に景観形成が進むよう地区内での意識醸成を支援しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 三の丸地区内では大規模な公共事業が進行しており、各種事業を含め新たな土地利用が見込まれるお城周辺地区について、平成28年度作成の「お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定」、平成29年度作成の「まちなみガイドライン」に基づき、修景補助を運用し、推進します。
- イ 今後の修景補助のあり方について、まちづくり推進協議会やお城まちなみ創造本部と連携しながら検討します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

対象地区	補助件数	実施期間
中町地区：	52件	（平成元～21年度）
本町地区：	17件	（平成13～16年度）
下町地区：	42件	（平成6～23年度）
中央東地区：	13件	（平成18～25年度）
お城周辺地区：	8件	（平成30～令和3年度）
計	132件	

## 松本城を核としたまちづくり

建設部 建設課  
公共用地課

### 4 松本城周辺整備事業

#### (1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 内環状北線は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- イ 市道 1056 号線は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- ウ 市道 1057 号線は、用地買収・補償を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 条件が整った権利者から事業用地の取得を行いました。引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め、事業進捗を図ります。
- イ 用地取得箇所から道路及び関連工事を実施し、早期の完成供用を目指します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和 35 年度	都市計画決定（内環状北線）
平成 2 年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点・30 mに変更）
平成 9 年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員 31 mに変更）
平成 11 年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
平成 19 年度	教育民生・建設合同委員協議会において外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
平成 21 年度	地元説明会開催
平成 22 年度	地元説明会を 5 回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示。内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
平成 23 年度	松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業の地元対応窓口「松本城周辺整備課」設置。地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施
平成 24 年度	松本都市計画道路事業（3・2・12号内環状北線）認可
平成 25 年度	内環状北線の事業用地取得を開始
平成 29 年度	市道 1057 号線の用地測量・物件調査等を開始
令和 元 年度	市道 1057 号線の事業用地取得を開始 市道 1056 号線の用地測量・物件調査等を開始
令和 2 年度	内環状北線の電線共同溝ほか道路整備工事に着手 市道 1056 号線の工事に着手

## 地域交通ネットワークの拡充

### 1 総合交通戦略の推進

交通部 交通ネットワーク課

#### (1) 目標

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

#### (2) 令和3年度の取組みと成果

- ア 平成27年10月策定の「松本市総合交通戦略」の中間見直しとして9月に計画書を改定し、令和4年3月に国土交通大臣の認定を受けました。
- イ 「歩行者空間創出恒常化事業」として、中町通りにおいて、自動車の通過交通を抑制するため、地元が主体となって、トランジットモールを計10回行いました。
- ウ 渋滞対策として、6月に渋滞調査結果を公表し、道路整備事業箇所 of 早期着手・完了に向けた調整及び信号サイクルの調整等を関係機関と連携し、情報共有を行いました。また、時差出勤やテレワークの呼びかけなど、通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みを行いました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 渋滞対策については、道路整備の推進等のハード対策はもとより、通勤時間帯の交通量ピークの分散等のソフト対策が不可欠です。今後も幅広く市民に呼びかけていきます。
- イ 利用が好調な平田駅パークアンドライド駐車場については、有料化設備の機器更新に伴うキャッシュレス決済導入により、さらに利用者の利便性向上を図ります。
- ウ 路線バスの交通決済キャッシュレス化について、令和4年4月から一部路線で実証実験を行います。利用状況等の検証に基づき、県、他市、交通事業者と連携し、導入に向けて取り組みます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成27年度	松本市総合交通戦略（次世代交通政策実行計画）策定
29年度	中町通りにおいて、通過交通を抑制する社会実験を実施
令和2年度	中町通りにおいて、通過交通を抑制する取組みを実施
3年度	松本市総合交通戦略を改定 中町通りにおいて、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施(計10回)

##### イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数・利用率

年度	新村駅 (50台)	平田駅 (133台)	大庭駅 (51台)
令和元	8,328台・46%	43,997台・91%	7,893台・43%
令和2	5,680台・31%	35,562台・74%	9,497台・52%
令和3	4,823台・26%	38,690台・80%	14,070台・76%

## 地域交通ネットワークの拡充

### 2 公設民営体制の構築

交通部 公共交通課

#### (1) 目標

利用者の減少により、民間事業者だけでは継続が困難になりつつある路線バスを市民の足と位置付け、行政主導による官民の適切な役割分担の整理、更なる利便性向上に向けた路線の再編やダイヤ、運賃制度の見直しを行い、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 令和5年4月の官民連携による新たな路線バスの運行制度及び交通ネットワークへの移行を目指し、制度設計を進めました。
- イ 新たな運行制度及び交通ネットワークの構築に向けて、地域住民との意見交換会をブロック及び地区単位で計24回実施するとともに、多事総論会を開催し、広く地域住民の意見を聴取しました。
- ウ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者の減少に伴い、経営状況が苦しい状況であるアルピコ交通(株)に対し、市民の足を確保する観点から、路線バス及び上高地線に対する公的支援を行いました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市が運行経費の一部を補助するバス路線については、利用状況、住民要望、評価検証結果を踏まえ、必要な見直しを行い利便性向上、効率的な運行に努めるとともに、国の補助事業を積極的に活用します。
- イ 持続可能な公共交通を確保するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、継続的な利用促進等に取り組めます。
- ウ 令和5年4月の官民連携による新たな路線バスの運行制度への移行に向けて、検討や調整が必要な事項について、引き続き取り組めます。
- エ 高齢化等により需要が高まりつつあるラストワンマイルとしての地域内移動について、交通体系構築に向けた地元調整を進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 平成28年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充。現在、地域バスが6路線運行(波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川東乗合タクシー)
- 29年度 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、市が実施主体となり、ルートを見直し増便
- 令和元年度 アルピコ交通(株)上高地線は、大規模改修計画(平成23～令和元)に基づき整備  
国・県と協調した補助に加え、市独自の上乘せ補助を継続
- 2年度 市営バス四賀線と四賀地域バスの統合及びダイヤ見直し

##### イ 統計資料

年度別バス利用者数(人)

年度	タウンズニーカー (4コース)	西部地域 コミュニティバス	市営バス 四賀線	四賀 地域バス	南部 循環線	市営バス 奈川線
令和元	381,051	60,246	9,689	10,632	17,937	11,512
令和2	224,773	51,538	17,345	-	12,812	7,781
令和3	257,730	56,326	20,826	-	13,267	7,191

※ 四賀地区・奈川地区のバスは、スクール利用を含む。

※ 令和2年度より、市営バス四賀線と四賀地域バスと統合

## 自転車活用先進都市の実現

### 1 自転車交通安全推進事業

交通部 自転車推進課

#### (1) 目標

自転車の適正かつ安全な利用を図りながら、自転車利用環境の整備を促進し、自転車を気軽に快適に利用できるまちを目指します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 令和3年度の自転車活用推進計画の中で、自転車通行空間のネットワーク計画を併せて策定し、具体的整備にあたって「松本市自転車通行空間整備ガイドライン」を作成しました。
- イ 中心市街地等の商業集積地において、自転車利用者が気軽に訪れることができる環境整備促進のため、小規模自転車駐車場整備事業補助金を創設しました。
- ウ 自転車の交通安全啓発として、高校生を対象としたスクエアドストレイト交通安全教室を開催するなど、自転車利用者の運転ルール遵守のための取組みを実施しました。
- エ 平成30年度に導入したシェアサイクル事業は、専用の駐輪場を4か所増設し30か所になりました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車の利用促進に向けて、快適な自転車通行空間のネットワーク化や駐輪環境の整備が望まれており、利用状況に応じた自転車通行空間・駐輪場の計画的な配置・整備が必要です。
- イ 小規模自転車駐車場整備事業補助金は、関係部署、関係機関と連携し対象事業者への周知を行い、事業の利用促進に取り組めます。
- ウ 市内における自転車関連の交通事故割合が県平均の約1.5倍であることから、安全な自転車通行空間の整備や自転車交通ルールの啓発及び交通マナーの向上等が必要です。
- エ 来街者が激減した中でもシェアサイクルの利用者数は増加しており地域住民の利用が定着していますので、今後は、観光客をはじめ来街者の利用促進に取り組めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成18年度	自転車レーン整備開始
25年度	高校生を対象としたスクエアドストレイト交通安全教室開始
29年度	自転車活用推進法施行
30年度	自転車活用推進計画が閣議決定
令和元年度	長野県において自転車活用推進計画を策定
3年度	松本市自転車活用推進計画を策定

##### イ 統計資料

スクエアドストレイト交通安全教室参加校

(単位：校)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
参加校	2	1	2	5	5	6	3	0	5

## 交通需要に即した道路整備

交通部 交通ネットワーク課  
建設部 都市計画課

### 1 都市計画道路の見直し

#### (1) 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 関係機関との調整及び地元説明のうえ、大村上金井線の一部及び宮渕新橋上金井線の一部の廃止手続きを行いました。
- イ 市道 2525 号線（本庄 1 丁目）の都市計画決定に向け、現地の測量設計及び地元説明を行いました。
- ウ 令和 4 年度に予定する市街地の都市計画変更に向け、関係機関との協議資料作成を行いました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の都市計画道路の約 8 割は昭和 36 年に決定されたもので、人口減少等の社会情勢の変化によりその必要性に変化が生じています。
- イ 都市計画道路の計画地には建築制限が課されており、実現可能性の低い路線は早期に見直しの必要があります。
- ウ 庁内検討や関係機関を含めた協議を通じて路線毎の方針を決定し、市民の合意形成を図りながら、見直しを目指します。
- エ 平成 22 年度策定の松本市総合都市交通計画に基づく見直しが令和 4 年度に完了予定であり、今後は、さらなる効率的かつ機能的な路線網の構築のため、引き続き見直しに取り組みます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 平成 22 年度 松本市総合都市交通計画を策定
- 31 年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止
- 令和 2 年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止
- 3 年度 大村上金井線の一部、宮渕新橋上金井線の一部の廃止手続き

##### イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況

年度	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
計画延長 (m)	116,750	116,750	115,520	115,520	114,960
整備延長 (m)	48,930	48,970	49,089	49,203	49,760
整備率 (%)	41.9	41.9	42.5	42.6	43.3

## 交通需要に即した道路整備

建設部 建設課  
公共用地課

### 2 幹線道路等の整備

#### (1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

第6次道路整備五箇年計画に位置付けている次の路線について、継続して事業に取り組みました。

- ア 中環状線の市道7003号線（島立）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- イ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は、用地買収・補償を実施しました。
- ウ 南北幹線の中条白板線は、巾上工区で工事を実施、白板工区は、用地買収・補償を実施しました。
- エ 南北幹線の小池平田線（庄内～深志）は、測量設計業務を実施しました。
- オ 東西幹線の市道2181号線（浅間温泉2丁目）は、用地買収・補償を実施しました。
- カ 補助幹線の波田地区の市道波田98号線（森口）は、工事と用地買収・補償を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備は、3年度末で74.5%となり目標値どおりとなります。整備には事業用地の取得において地権者の協力が不可欠であるため、生活再建のための措置を講じながら、計画的な事業進捗を図ります。

今後の課題は、継続路線の早期整備を含め、新たな道路整備五箇年計画において整理していきます。

（課題解決の整備方針）

- ・まちづくりと連携した道路整備
- ・安全で快適に通行できる道づくり
- ・交通円滑化のための幹線道路の整備
- ・防災性の向上に向けた取り組み
- ・将来を見据えた維持管理
- ・広域的な交通ネットワークの整備

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

##### イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第1次計画（平成5～9年度）	整備実績延長 L=7.4km
第2次計画（平成10～14年度）	整備実績延長 L=4.1km
第3次計画（平成15～19年度）	整備実績延長 L=5.3km
第4次計画（平成20～24年度）	整備実績延長 L=3.3km
第5次計画（平成25～29年度）	整備実績延長 L=2.4km
第6次計画（平成30～令和4年度）	整備目標延長 L=3.2km

## 交通需要に即した道路整備

### 3 交通安全施設等整備事業

建設部 建設課 公共用地課

#### (1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故の抑制を目標とします。  
歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 道路の部分改良（歩道設置、交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン30等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（側溝の蓋掛け等）を推進しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 平成19年度～ 波打ち歩道の改修
- 平成25年度～ 公安委員会によるゾーン30指定 8カ所指定  
梓川地区、庄内地区、中町・中央地区、旭町地区、鎌田地区、寿地区  
笹賀・神林地区、芳川地区

##### イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン30整備	区画線	防護柵	反射鏡
H29	597m	4カ所	366m	0カ所	44,549m	245m	57カ所
H30	684m	2カ所	372m	2カ所	41,080m	531m	48カ所
R元	299m	4カ所	491m	2カ所	31,830m	150m	43カ所
R2	151m	2カ所	612m	2カ所	29,254m	472m	35カ所
R3	-	2カ所	776m	1カ所	31,130m	235m	70カ所

## 交通需要に即した道路整備

建設部 建設課  
公共用地課  
交通部 交通ネットワーク課  
公共交通課

### 4 鉄道駅周辺整備

#### (1) 目標

- ア 村井駅は、南部地域の交通拠点として、老朽化した駅施設の改修や自由通路の新設ほか、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。
- イ 松本駅は市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、駅周辺を、JR 東日本、アルピコ交通及び市の三者による交通ハブ機能強化の取組みによって、より賑わいのあふれるエリアとすることを目指します。
- ウ 南松本駅は、乗降人員が3千人を超え、バリアフリー化設備の整備対象駅となったことから、JR 東日本が実施する整備事業を支援し、バリアフリー化を目指します。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 村井駅は、駅施設ほか交通広場、自転車駐車場等の事業用地を取得しました。  
東西自由通路及び半橋上駅舎整備工事（JR 東日本との協定工事）に着手しました。
- イ 松本駅周辺整備については、JR 東日本長野支社、アルピコ交通、松本市の三者トップによる協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続して実施しました。
- ウ 南松本駅では、エレベーター設置に伴う関連工事を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 村井駅は、東西自由通路及び半橋上駅舎整備工事の事業進捗を図り、令和6年度の供用開始を目指します。また、交通広場・道路等周辺施設及び駅舎公共スペースの整備に向けた取組みを進めます。
- イ 松本駅周辺整備については、交通事業者各社も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新規の事業取組みが難しい状況にはありますが、リニア中央新幹線の開業による人流の変化も見据え、引き続き三者による協議に取り組みます。
- ウ 南松本駅では、バリアフリー化設備工事が完了する令和4年度まで補助金を交付します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 平成 19 年度 基礎調査（駅総点検・実態調査）
- 平成 21 年度 地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立
- 平成 27 年度 関係市議会議員による勉強会の発足、地元役員及び各関係機関との協議
- 平成 28 年度 地元検討組織（東口、西口部会）を設置、協議開始
- 平成 29 年度 住民説明会の開催、村井駅整備基本計画策定
- 平成 30 年度 村井駅整備推進協議会の発足  
自由通路及び駅舎整備事業について、JR 東日本と基本協定締結
- 令和 元 年度 自由通路及び駅舎の実施設計業務を実施
- 令和 2 年度 JR 東日本と施行協定を締結

##### イ 松本駅の主な経過

- 平成 29 年度 JR 東日本が生活サービス事業成長ビジョン（NEXT10）を策定、公表
- 令和 元 年 松本駅周辺における松本市の中核中核都市機能強化に関する連携協定を締結し、定期的な協議を実施
- 令和 3 年度 三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続

##### ウ 南松本駅の主な経過

- 平成 29 年度 JR 東日本がバリアフリー化を計画
- 平成 30 年度 バリアフリー化の概略設計を実施
- 令和 元 年度 バリアフリー化の概略設計を基に、詳細設計を実施
- 令和 2 年度 多機能型トイレ新設、エレベーター設置に伴う関連工事実施

## 広域交通網の整備推進

### 1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進

建設部 建設総務課

#### (1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道 158 号整備促進期成同盟会」（令和3年9月3日に要望書郵送）及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」（令和3年8月3日に岐阜県、長野県知事オンライン要望）の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。
- イ 松本波田道路では、国は、全地区で用地取得を進めるとともに、本線工事が進められています。市は、国、県等の関係機関と追加 I C の設計内容について協議を行いました。また、該当地区の役員にその設計内容の説明をしました。
- ウ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）では、第1回整備検討会後から国、県、市の担当で整備における課題整理を行っています。
- エ 国道 158 号奈川渡改良事業では、大白川トンネル（2号トンネル）が令和元年7月に貫通し、それに繋がる大白川を渡河する橋の工事が進められています。
- オ 国道 158 号狸平バイパス事業では、長野県がトンネル工事に着手しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 中部縦貫自動車道の先線計画（波田～中ノ湯間）について、早期に路線提示できるよう、国・県と協力して進めるとともに、松本波田道路において、関係4地区での用地取得及び本線工事が進むよう、引続き地元調整を行います。
- イ 松本波田道路に接続する追加 I C の、調査、設計を行い、地元へ説明を行います。
- ウ 国道 158 号奈川渡改良の工事が円滑に進められるよう、国、地元及び関係機関等との調整を図ります。また、地元住民の切実な思いとともに事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道 158 号狸平バイパスの早期工事完成を県へ要望します。
- オ 波田渋滞対策道路の早期整備について県等に要望を行います。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和 62 年度	高規格幹線道路として路線指定
平成 9 年 12 月	安房峠道路 (L=5.6 km) 開通 (安房トンネル L=4.37 km)
11 年 3 月	松本波田道路の都市計画決定
30 年 4 月	市が追加 I C を 2 カ所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31 年 3 月～	国が関係 4 地区で個別に用地交渉を開始
令和 2 年 7 月	国、県、市で先線計画（波田～中ノ湯間）の第 1 回整備検討会を開催
3 年 1 月～	国が本線工事に着手
3 年 7 月	県が狸平バイパスの工事に着手
3 年度	国、県、市の担当で先線（波田～中ノ湯間）の調整会議を計 6 回開催

##### イ 統計資料

中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合（令和4年3月末現在）

項目	整備計画						調査中		全延長	
	供用中		事業中		計					
長野県区間	2km	6%	5km	15%	7km	21%	27km	79%	34km	100%
岐阜県区間	29km	49%	9km	15%	38km	64%	21km	36%	59km	100%
福井県区間	27km	44%	35km	56%	62km	100%	0km	0%	62km	100%
路線全体計	58km	37%	49km	32%	107km	69%	48km	31%	155km	100%

## 広域交通網の整備推進

### 2 国道 19 号拡幅の事業促進

建設部 建設総務課

#### (1) 目標

国道 19 号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

#### (2) 令和 3 年度 of 取組みと成果

- ア 国道 19 号松本拡幅建設促進連絡協議会、国道 19 号松本拡幅市議会議員連盟、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。(令和 3 年 9 月)
- イ 用地取得の進捗状況は、令和 4 年 3 月末現在、事業区間全体の面積比で約 57% (先行取得を含む) となっています。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国道 19 号松本拡幅の用地買収が円滑に進むよう、引き続き国と協力し、早期事業完了に向けた取組みを進めます。
- イ 渚から白板交差点間については、関係機関と調整し落合橋橋梁工事及び 4 車線化拡幅工事の早期完成に向けた取組みを進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚 3 丁目～宮渚本村間が事業化 (松本拡幅 L = 1.6km)
10 年 5 月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16 年 11 月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17 年度～	用地取得に着手
23 年度～	工事に着手
25 年度	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の一部が完成 (上り車線の右折レーン 2 車線化)
27 年度	渚 1 丁目交差点北から田川小学校前まで約 400 m の工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施 (令和元年度まで)
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺歩道の暫定整備
令和 4 年度～	落合橋橋梁工事に着手

##### イ 統計資料

用地取得率の経過 (取得率は先行取得を含む)

年度	～ H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
1～4 工区全体 取得率 (%)	32	37	46	47	53	57

## 広域交通網の整備推進

### 3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

#### (1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員、県知事等に早期のルート決定と事業化の要望を行いました。

イ 安曇野市新設区間が安曇野道路として令和4年度新規事業化が決定しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。

イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成10年	6月	計画路線に指定
	20年10月	県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表
	23年度	小谷村雨中地区(2km)が事業化
	29年4月	白馬村白馬北工区が事業化
	31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
	4月	糸魚川市山本-上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和2年	2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定(1~2km幅)
	8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定(50m幅)
3年	6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
	9月	県が安曇野市新設区間について都市計画決定 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、新潟県及び北陸地方整備局に建設促進を要望
	11月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、長野県に建設促進を要望
3年	7月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、関東地方整備局、地元国會議員、国土交通省及び財務省に建設促進を要望
~	4年1月	安曇野市新設区間が安曇野道路として令和4年度新規事業化が決定
	4年3月	

## 広域交通網の整備推進

### 4 信州まつもと空港の活性化

交通部 公共交通課

#### (1) 目標

県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の機能強化やアクセス向上により、北海道や九州、関西圏を始めとする国内遠隔地や東アジア等国外との移動を活発にして、空港を中心とした県内外・国内外の広域交流を創出するものです。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

国内路線の維持・充実

ア FDA 11号機に対するネーミングライセンス事業、スポンサー支援事業などの運航支援を実施しました。

イ 神戸便復便化、丘珠便運航期間拡大

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 県が主体となった、「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」の実現に向けたスピード感とスケジュール感のある具体的な取組みの推進

イ 松本駅と空港を結ぶエアポートシャトルの時間短縮、県内各地への空港シャトルバスの運行など、二次交通の充実

ウ 空港周辺の幹線道路を始めとする、地元の環境整備について、県による一層の取組みの推進

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成 6年 7月 26日	松本空港ジェット化開港
8年 11月 15日	松本空港初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
22年 6月 1日	JAL 撤退。FDA が札幌線、福岡線を就航
7月 15日	FDA4号機を観光大使に任命。ネーミングライセンス開始
26年 8月 1日	JAL が大阪線の夏期限定で運航再開
27年 3月 29日	FDA が福岡線の復便運航を開始
28年 6月 10日	県が「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を発表
11月 1日	県が松本空港利活用・国際化推進室を設置
29年 12月 24日	FDA11号機に愛称として、「松本市観光大使 AlpsMountainView 号」を命名
30年 8月 8日	FDA が札幌丘珠線の夏期便運航を開始（8月8日～8月31日）
令和 元年 10月 27日	FDA が神戸線を就航
3年 8月 27日	FDA が神戸線の復便運航を開始
4年 3月 27日	FDA が丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤ通期で運航化

##### イ 統計資料

(ア) 国内線 定期便：札幌（新千歳）線1便/日、福岡線2便/日、神戸線2便/日  
季節便：大阪線1便/日（8月1日～31日）

札幌（丘珠）線1便/日（6月17日～9月6日）

国内チャーター便：40便/年

(イ) 国際線 国際チャーター便：0便/年（新型コロナウイルスの影響のため）

## 1 都市計画マスタープラン

建設部 都市計画課

### (1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

公募市民や関係団体の代表者等で構成する松本市都市計画策定市民会議や都市計画策定庁内連絡会議を開催し、松本市都市計画マスタープランを改定しました。

### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 長野県が決定する第7回区域区分定期見直しや松本都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、松本市都市計画マスタープランの見直しを進めました。
- イ 見直しにあたっては、市街化調整区域などの地域コミュニティ維持や都市活力を創出する計画的な産業の集積・振興の視点を追加しました。
- ウ 立地適正化計画の5年毎の定期見直しに向け、防災指針の追加、駐車場配置適正化区域の区域拡大を含めた検証を行います。

### (4) 現在までの経過と統計資料

#### ア 経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想（案）、地域別構想（案）の作成及び都市計画マスタープラン（素案）の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープラン改定 全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定
31 年 3 月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）
令和 元 年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4 年 3 月	都市計画マスタープラン改定

## 2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し

建設部 都市計画課

### (1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

### (2) 令和3年度の実績と成果

松本都市圏における課題や将来の都市構造に向けたビジョンを描くため、県や関係機関との協議を進め、第7回区域区分定期見直しにおいて、島内東方、和田西原及び上村井の3地区 25.8 ha を市街化区域へ編入することが長野県都市計画審議会で可決承認されました。

### (3) 現状の分析と今後の課題

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めません。松本市都市計画マスタープランに基づく土地利用と整合を図りながら、適正な区域区分の運用を図ります。

### (4) 現在までの経過と統計資料

#### ア 経過

昭和 46 年 5 月 17 日	新都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）による区域区分告示（市街化区域 2,262 ha、市街化調整区域 24,168ha）
55 年 3 月	第 1 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha 増の変更
平成 2 年 8 月	第 2 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha 増の変更
8 年 8 月	第 3 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha 増の変更
12 年 8 月	第 4 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha 増の変更
16 年 5 月	第 5 回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22 年 11 月	第 6 回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha 増の変更
26 年 2 月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha 増の変更
11 月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和 4 年 3 月	第 7 回区域区分定期見直しで市街化区域 25.8ha 増の変更について長野県都市計画審議会で可決承認

#### イ 統計資料

都市計画区域の状況

単位：ha（令和 4 年 4 月 1 日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松 本	30,191 (30.86%)	4,008 (4.10%)	26,183 (26.76%)	67,656 (69.14%)

## バランスの取れた土地利用

### 3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し

建設部 都市計画課

#### (1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導を目的として、必要な用途地域の見直しに向けた検討等を行いました。
- イ 信州大学松本キャンパス地区の地区計画（31.3ha）に関し、必要な用途地域の見直しを行いました。
- ウ 第7回区域区分定期見直しに関し、必要な用途地域の変更する手続きを進めました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 昭和13年 3月 市街地建築物法の適用により用途地域を指定
- 48年 10月 新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8種類の用途地域に変更
- 平成 8年 4月 都市計画法・建築基準法の一部改正により、12種類の用途地域に変更
- 17年 3月 波田都市計画区域の用途地域指定
- 25年度まで 市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を28回変更
- 26年度 波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成17年に指定した用途地域を見直し
- 28年 9月 村井駅周辺の一部について用途地域を変更
- 31年 3月 惣社地区の一部用途地域を変更
- 令和 元年 11月 都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
- 3年 10月 信州大学松本キャンパス地区の地区計画に伴い、用途地域の一部を変更

##### イ 統計資料

松本都市計画区域の用途地域

単位:ha（令和4年4月1日現在）

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域
492 (12.3%)	31 (0.8%)	679 (16.9%)	229 (5.7%)	889 (22.2%)	401 (10.0%)	30 (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 (2.8%)	167 (4.2%)	576 (14.4%)	163 (4.1%)	237 (5.9%)	4,008 (100%)	

## バランスの取れた土地利用

### 4 都市機能の維持・充実に向けた中小土地区画整理事業の推進

建設部 都市計画課

#### (1) 目標

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業の技術援助を行います。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

2地区（惣社2.9ha、岡田東1.1ha）の清算事務が完了しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 平成29年に「松本市土地区画整理事業助成要綱」を一部改正し、技術援助項目を縮小するとともに、今後、新たに設立する組合への補助金は廃止しました。  
イ 組合設立の認可を受けて事業化した42地区（233.7ha）全ての事業が令和3年度に完了しました。  
ウ 事業計画区域77地区（355.4ha）の内、合意形成が図れず、技術援助中止となった23地区（35.5ha）を含む市街化区域内農地の土地利用について、自然との調和及び都市活動の幅を広げ、多様性を高める研究・検討を進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和59年	4月	線引き並びに用途変更についての告示（長野県知事）
	9月	基本方針に基づき、市と農協で、松本市地域開発研究会を設置
平成3年	7月	松本市土地区画整理組合連絡協議会を組織
	8年	4月 全体面積5ha未満の個人施行、及び、土地区画整理組合施行事業に係る許認可事務等が、長野県知事から松本市長へ委任
	8月	技術援助の対象面積要件を市長が特に認める場合は0.7haまで緩和
	12年	11月 特例市の指定により、全体面積5ha以上の個人施行、及び、土地区画整理組合施行事業に係る許認可事務が、長野県知事から松本市長へ委譲
	28年	12月 松本市地域開発研究会を廃止
	29年	2月 市土地区画整理事業助成要綱の一部改正
令和3年度		組合設立の認可を受けて事業化した42地区（233.7ha）全てが完了

## バランスの取れた土地利用

### 5 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進

建設部 都市計画課

#### (1) 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

信州大学松本キャンパス地区において地元要望や地区の実情に応じた地区計画を新たに都市計画決定し、上村井地区では新たな地区計画の都市計画決定に向けた手続きを進めました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成4年度～令和3年度 40地区 326.5ha の地区計画を都市計画決定  
平成5年4月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

##### イ 統計資料

地区計画決定の経過

単位:ha (令和4年4月1日現在)

年度	面積	地区名	年度	面積	地区名
H 4	39.8	芳川小屋、寿百瀬	H 19	23.0	中原、中山台
H 5	31.7	小屋、竹湖北、寿小池	H 20	9.0	城北東
H 6	23.3	平田東、高宮・征矢野	H 21	21.0	笹部、中巾
H 7	18.1	竹湖南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 23	10.0	青島、空港東
			H 24	12.7	倭工業団地
H 8	5.9	野溝塚田、新井	H 26	1.9	新井北
H 10	7.2	寿小赤	H 27	2.6	東方
H 11	4.3	平田西、竹湖西	H 28	3.0	両島
H 12	4.1	井川城北、島高第一	H 29	4.9	村井町南
H 13	2.6	下惣	H 30	2.9	惣社
H 14	13.3	小宮、村井巾下	R 元	1.1	岡田東
H 15	37.1	平田、庄内	R 3	31.3	信州大学松本キャンパス 地区
H 17	12.0	和田西原			
H 18	3.7	井川城中	合計	326.5	40地区

## 6 空き家対策事業

建設部 住宅課

### (1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応については、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課と連携しながら、活用困難な空き家の対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 松本市空き家バンク制度の実施による空き家等の取引の円滑化のため、不動産関係2団体との連携体制を強化することにより、市内の空き家数の抑制と移住定住の促進を目的とし、松本市空き家バンクに基づく空き家等の媒介に関する協定を締結しました。
- イ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあると認められた特定空家等1件について、松本市では初となる、略式代執行による除却工事を実施しました。また、除却後跡地売却による代執行費用回収のため、相続財産管理人を選任し、処理を進めています。

### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内に多く存在する空き家のうち、利活用意向のある空き家所有者に対し、空き家バンクへの登録を案内し、登録件数を増やすことで、移住・定住希望者に対し、積極的に情報発信をしていきます。そのため、令和4年度から空き家バンクの窓口は、移住推進課としました。
- イ 適切な管理がされていない空き家について、所有者等へ管理の促進や除却費補助金による支援を行っているところですが、相続問題や相続人不存在等、解決困難な案件などに対応する新たなアプローチが必要です。

### (4) 現在までの経過と統計資料

#### ア 経過

- 平成24年度 第1回空き家対策庁内課長会議の開催
- 平成29年度 空き家対策の強化を図るため、10月から都市政策課に総合相談窓口を設置
- 平成30年度 松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画を策定
- 令和元年度 松本市空き家バンクの開設
- 2年度 空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に1件認定
- 3年度 空き家対策事業を住宅課に統合
- 空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施

#### イ 統計資料

空き家 除却・活用補助金 交付件数 (件)

年度	除却	活用	
		改修	家財処分
R2	2	0	0
R3	12	1	4

(R2.11から制度開始)

### 7 景観形成の推進

建設部 都市計画課

#### (1) 目標

松本市における良好な景観の形成を総合的に図り、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を積極的に推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は118件、同「通知」件数は9件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務235件、うち、違反広告物の是正案件は、14件でした。
- ウ 平成30年1月から導入した景観事前協議制度により、届出のあった2件に対し計2回の景観評価会を開催し、協議を行いました。
- エ 景観計画の見直し

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 景観事前協議制度の運用や景観の保全・形成に資する景観形成基準の充実を図るため、これまでの施策を検証し、松本の顔となる良好な景観を望む場所を眺望点として位置付け、「松本市景観計画」（平成20年3月策定）と「松本市景観計画デザインマニュアル」（平成21年8月策定）を見直します。
- イ 市民の景観に対する意識の高揚に資するため、既存事業を検証し、新たな事業を開発します。
- ウ 屋外広告物については、県からの権限移譲も含め、制度全般の周知を進めていきます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和 60 年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63 年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成 4 年度	松本市都市景観条例を施行
12 年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14 年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19 年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20 年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21 年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25 年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27 年度	波田地区を追加
29 年度	景観事前協議制度導入
令和 2 年度	中核市移行による県からの権限移譲に関し、松本市屋外広告物条例の全部改正
3 年度	松本市景観計画の見直し（令和4年度改定予定）

### 8 防災都市づくり計画

建設部 都市計画課

#### (1) 目標

発生確率の高まっている災害による被害を抑止・軽減させ、災害に強い“市民の命を守る”都市を速やかに実現するため、「松本市防災都市づくり計画」を見直します。

また、公表された「想定最大規模の浸水想定」に対し、過度に不安を感じるだけでなく、より具体的な災害対策を示すことによって正しく恐れ、災害リスクに基づいた目指すべき都市像を共有し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

地震災害を対象とした「松本市防災都市計画」の見直しにおいて、令和元年度の災害危険度判定調査結果及び想定最大規模の浸水想定（1/1,000年）を踏まえた「防災都市づくり計画」に改定するため、現行計画で進めてきた施策の評価、都市防災上の課題整理、基本方針の整理・検討し、原案を作成しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 近年の地球温暖化による水害の頻発・激甚化を受け、「震災対策」を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と「水害対策」を追加した計画に見直し、市民へ災害リスク情報を周知するとともに自助・共助の取組みを促進します。

イ 安全で良好な生活環境の向上を図るため、建築計画等に併せた狭あい道路対策事業を推進します。

ウ 災害危険度判定調査結果により、居住地域の危険性を認識することで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成8年度	政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
12年度	災害危険度判定調査結果の公表
13年度	松本市防災都市計画を策定公表
15年度	地区防災まちづくり方針を策定公表
21年度	災害危険度判定調査結果の公表
24年度	狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
25年度	国が「防災都市づくり計画策定指針」を公表
26年度	信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成
令和2年度	災害危険度判定調査結果の公表 県が「流域治水推進計画」を公表
3年度	市危機管理部が「松本市ハザードマップ」を全戸配布 松本市防災都市づくり計画の見直し（令和4年度改定予定）

## 緑を活かした魅力あるまちづくり

### 1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進

建設部 公園緑地課

#### (1) 目標

緑や水辺などの地域資源を活かし、人々が集い賑わう、魅力あるまちづくりを目指します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア アルプス公園の小鳥と小動物の森にある、サル舎、タヌキ舎の更新工事を着手しました。
- イ アルプス公園北側拡張部の自然活用を推進するため、松本市アルプス公園自然活用検討会議を設置し、提言に向けた会議を3回開催しました。
- ウ 都市公園を長期にわたり安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、10カ所の遊具更新、26カ所のベンチ更新を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行い、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地、市民がもっとも身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。
- イ 松本市アルプス公園自然活用検討会議の提言に基づき、提言の具現化に向けた実行会議を発足し、北側拡張部の自然活用に向けた取組みを推進します。
- ウ 現在のアルプス公園が有する諸課題を解決し、公園全体の更なる魅力向上につなげるため、市民会議の設置やワークショップ・フォーラムなどの開催を検討します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

令和3年度末現在、開設公園162カ所、開設面積345.95ha、市民一人当たりの公園面積は14.66㎡です。  
 （※参考 令和2年度末 長野県14.9㎡/人、全国10.7㎡/人）

##### ア 公園の状況

区 分	R 元年度		R 2年度		R 3年度	
	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.01	8	25.01
条例公園(注)	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合 計	162	345.95	162	345.95	162	345.95

(注) 都市計画決定していない条例公園

##### イ 一人当たりの公園面積 (㎡)

年度	R 元	R 2	R 3
松本市	14.66	14.66	14.66
長野県	14.90	14.90	—
全 国	10.70	10.70	—

## 2 緑の基本計画

建設部 都市計画課

### (1) 目標

地域の実情や低炭素社会の構築等を勘案し、自主性を持って、緑地の保全から公園緑地の整備、その他緑化の推進に関して将来あるべき姿とそれを実現する施策を策定し、緑あふれるまちづくりの指針とします。

### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

ア 緑の量を増やすことに加えて、緑の「質」を重視することや、緑を通じ自然や「いのちの大切さ」を学ぶこと、五感を通して「緑との関わり」を感じる視点について、開発計画などに対し周知を行いました。

イ 平成28年3月に策定した「緑のデザインマニュアル」を基に、景観計画に定める個別条件ごとの敷地内緑化を促しています。

### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

イ 目標の達成状況を確認し、まちなかのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に活用される都市づくりの視点を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

### (4) 現在までの経過と統計資料

#### ア 経過

平成 5年度	緑のデザインマニュアル策定
9年度	松本市緑の基本計画策定
14年度	波田町緑の基本計画策定
20年度	松本市景観計画策定
26年度	松本市緑の基本計画改定
27年度	緑のデザインマニュアル改定
28年度	景観計画区域内行為届出書に緑化の割合を追加
30年度	緑化の割合を盛り込んだ景観事前協議制度開始
令和 3年度	信州まちなかみどり宣言（長野県、松本市、長野市、上田市、飯田市による共同宣言）

## 上下水道の基盤強化

### 1 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

#### (1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受ける可能性が高く、市民生活に支障を及ぼす恐れがあるため、配水管の改良と給水管の取替を計画的に進めます。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 老朽配水管（CIP φ 100～450）廃止管と更新管を含め L=2,644 mの改良を実施しました。
- イ 老朽給水管（鉛給水管）979 栓の取替を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

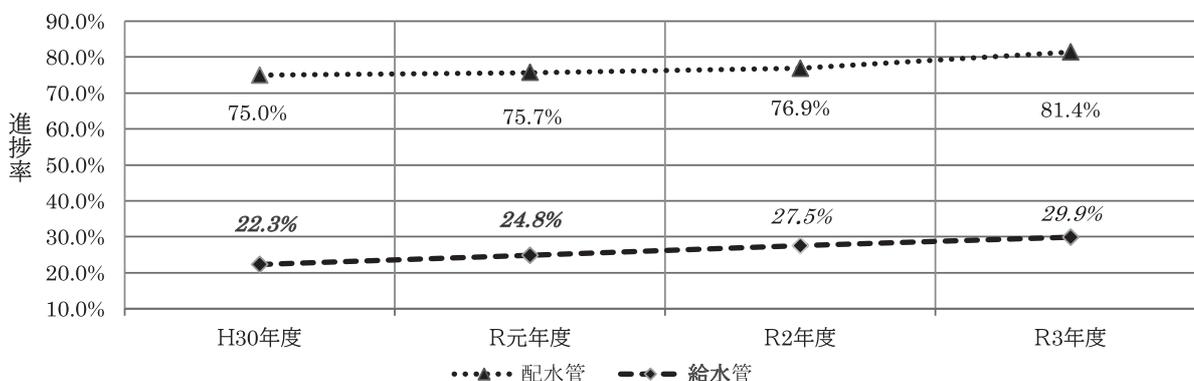
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にわたって計画し実施してきました。
- イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 3 年度までに約 48 kmを改良し、未改良が約 11 km残存しています。
- ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用などを検討し、計画的に実施します。
- エ 老朽給水管取替事業は、約 40,800 栓の取替が必要で平成 20 年度から、順次取替えを実施し令和 3 年度までに 12,200 栓取替をしています。
- オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託費および直営工事で老朽給水管の解消に努めています。
- カ 取替えには、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

年度	事業内容
元	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～250 L = 380 m、老朽給水管取替 1,023 栓
2	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～150 L = 731 m、老朽給水管取替 1,109 栓
3	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～450 L = 2,644 m、老朽給水管取替 979 栓

##### イ 統計資料



## 上下水道の基盤強化

### 2 下水道施設改築事業

上下水道局 下水道課

#### (1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により改築事業を進めます。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

##### ア スtockマネジメント事業（長寿命化事業）

- (ア) 丸の内第1排水区、南深志第2・3排水区他管渠更生工事を実施しました。
- (イ) 宮瀧・両島浄化センター汚泥処理設備等改築工事を実施しました。
- (ウ) 渚中継ポンプ場受変電設備他改築詳細設計に着手しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現在、宮瀧・両島浄化センターの改築工事を進めていますが、今後は四賀・上高地・波田の浄化センターも老朽化が進むため、将来の在り方を見据えた改築工事や施設の統廃合等、広域化・共同化の検討が必要となります。
- イ 計画的に管渠改築工事を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題となります。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

##### (ア) 浄化センター経過年数

	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	供用開始年	経過年数	改築着手年
宮瀧	82,200	*1 昭和34年	62年	平成11年
両島	32,850	昭和63年	33年	平成28年
四賀	630	平成11年	22年	令和8年以降
上高地	1,400	平成4年	29年	令和6年以降
波田	5,400	平成6年	27年	令和5年以降

※1 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和51年で、それからの経過年数は45年となります。

##### (イ) 管渠施設

50年経過未更新管渠延長 58.0km（管渠総延長 1,303.9km）（R4.3.31）

##### イ 統計資料

	目標値 (R7)	R2年度	R3年度
下水道管渠の更新率 (更新延長/※2計画延長)	19.3%	10.1%	11.2%

※2 計画延長は、市内の鉄筋コンクリート管延長 272km

## 上下水道の基盤強化

### 3 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

#### (1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 茶臼山配水地、岡田第2配水地、藤井減圧槽及び並柳第1配水地の耐震化を実施しました。
- イ 寿配水地の耐震化工事実施設計を実施しました。
- ウ 配水本管耐震化工事  $\phi$  500mm L = 297 m、 $\phi$  450mm L = 200 m、 $\phi$  350mm L = 4 mを実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

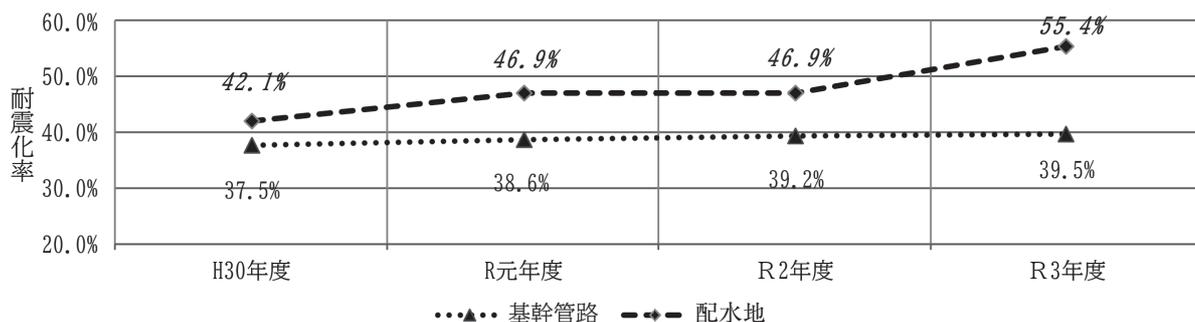
- ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。
- イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。
- ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。
- エ 基幹管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

年度	事業内容
元	実施設計（茶臼山配水地・岡田第2配水地）、耐震化工事（並柳第2配水地・藤井配水地） 配水本管実施設計、送水管基本設計、配水本管耐震化工事 $\phi$ 450mm L = 506 m
2	実施設計（並柳第1配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽） 配水本管実施設計、用地測量、配水本管耐震化工事 $\phi$ 150 ~ 500mm L = 939 m
3	実施設計（寿配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽・並柳第1配水地） 配水本管実施設計、不動産鑑定、配水本管耐震化工事 $\phi$ 350 ~ 500mm L = 501 m

##### イ 統計資料



## 上下水道の基盤強化

### 4 生活基盤耐震化事業（波田地区）

上下水道局 上水道課

#### (1) 目標

平成30年度より生活基盤施設耐震化等補助金（交付金）を導入し、波田地区の基幹管路である見付久保配水本管と低区配水地送水管の耐震化を行います。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

舗装本復旧工事（A=1,748㎡）を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

見付久保配水本管と低区配水地送水管は布設後40年（S53布設）が経過しており、地震等の災害が発生すると多大な被害を受けることが予想されるため、管路の耐震化を進めてきました。令和3年度で事業は完了しました。

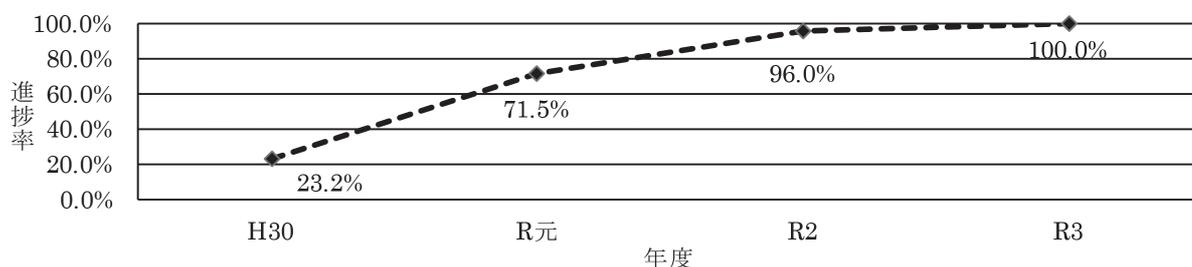
#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

年度	事業内容
H27	見付久保配水管改良工事实施設計業務委託 L=2,300m（単独事業）
H28	見付久保配水管改良工事 φ150mm L=606m（旧補助事業）
H29	見付久保舗装本復旧工事 A=1,950㎡（単独事業）
H30	低区配水地送水管実施設計業務委託（単独事業）L=2,740m（送・配水管含む）
R元	見付久保配水管改良工事 φ150mm L=1,053m
R2	見付久保配水管改良工事 φ150mm L=620m、低区配水地送水管改良工事 φ100mm L=1,131m
R3	低区配水地送水管改良工事 φ100mm L=757m
R3	舗装本復旧 A=1,748㎡

工事箇所	種別	H30	R1	R2	R3	R4	合計
見付久保配水管 φ150mm L=1,673m	延長（m）	1,053	620	-	-	-	1,673
	舗装面積（㎡）	-	3,500	2,250	-	-	5,750
低区送水管 φ100mm L=1,888m	延長（m）	-	1,131	757	-	-	1,888
	舗装面積（㎡）	-	-	2,781	1,748	-	4,529
合計	延長（m）	1,053	1,751	757	-	-	3,561
	舗装面積（㎡）	-	3,500	5,031	1,748	-	10,279

##### イ 統計資料



## 上下水道の基盤強化

### 5 下水道施設耐震化事業

上下水道局 下水道課

#### (1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により長寿命化を進めます。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、幹線管渠及び宮渕・両島浄化センターの耐震化工事を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 浄化センター・管路施設の全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、対策を行う範囲の検討が必要です。

イ 管路施設については、液状化が想定される地区の緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を優先的に耐震補強しています。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成 21 年度	松本市下水道総合地震対策計画策定
平成 22 年度	管渠施設耐震補強実施設計
平成 23 年度～ 25 年度	管渠施設耐震補強工事
平成 24 年度～ 26 年度	宮渕浄化センター管理棟耐震化詳細設計・工事
平成 24 年度～ 28 年度	渚中継ポンプ場耐震補強設計・工事
平成 26 年度	松本市下水道総合地震対策計画策定（第2期）
平成 27 年度	管渠施設耐震化実施設計
平成 28 年度～	管渠施設耐震化工事
平成 29 年度～ 元 年度	両島浄化センター管理棟耐震化詳細設計・工事
平成 30 年度～ 3 年度	宮渕浄化センター低段 1、2 系初沈耐震化詳細設計・工事
令和 元 年度	松本市下水道総合地震対策計画策定（第3期）
令和 元 年度～	両島浄化センター汚泥棟（地下部分）・塩素混和池耐震化詳細設計・工事
令和 2 年度	蛇川汚水幹線及び丸の内汚水幹線他耐震化工事 宮渕・両島浄化センター汚泥処理施設耐震化詳細設計
令和 3 年度	丸の内汚水幹線他耐震化工事 宮渕・両島浄化センター汚泥処理施設耐震化工事

##### イ 統計資料

	目標値（R7）	R2年度	R3年度
下水道管渠の耐震化率（耐震化延長／ <sup>※1</sup> 計画延長）	22.4%	17.5%	18.1%

※1 計画延長は、液状化地区の重要幹線延長 37.1 km

## 危機管理体制の強化

### 1 災害時応援体制構築の推進

危機管理部 危機管理課

#### (1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

##### ア 企業等との災害時協定

- ・中核市と「災害相互応援協定」
- ・東日本電信電話(株)長野支店と「災害時における相互協力に関する協定」
- ・長野県弁護士会と「災害時における相談業務に関する協定」
- ・長野県行政書士会松本支部と「災害時における被災者支援に関する協定」を締結しました。

##### イ 協定先との訓練

本市総合防災訓練に、災害時相互応援協定等を締結している関係機関が参加しました。

##### ウ 災害時サポート事業所登録

災害時に地域に身近な事業所等が地域の防災活動に協力いただく「災害時サポート事業所登録制度」に4業者登録していただきました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の防災体制を構築します。  
「災害時サポート事業所登録制度」の、より一層の周知を図り事業所等への浸透を目指します。  
また、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう具体的な支援体制について、災害時サポート登録事業者と地元町会との協議を進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

- 令和元年度 株式会社ゼンリン、松本少年刑務所、ヤフー株式会社、中部電力株式会社と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に7業者登録
- 令和2年度 日本通運株式会社と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に8業者登録
- 令和3年度 中核市、東日本電信電話(株)長野支店、長野県弁護士会、長野県行政書士会松本支部と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に4業者登録

##### イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	R元年度	R2年度	R3年度
災害時応援協定等締結数	66	67	71
災害時サポート事業所登録数	57	65	69

## 危機管理体制の強化

### 2 災害備蓄施設の整備及び公的備蓄整備の推進

危機管理部 危機管理課

#### (1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄体制の整備を進めます。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策用の公的備蓄の整備を進めます。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分(65,500食)のうち、13,100食を更新・配備しました。  
イ 松本市の防災物資の搬送拠点となる松本市防災物資ターミナルの運用訓練、物資輸送訓練を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

平成27年に公表された長野県地震被害想定調査報告書の被害想定に基づき、計画的に公的備蓄の整備を進めています。

備蓄物資は、各小中学校等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルの集中備蓄により物資の管理をしています。また、物資の配送については、民間事業者と協力協定を締結し、円滑に配送するための体制を整えました。

災害時に備え、配送体制の実効性を高めるため、関係機関・関連部署との定期的な訓練の実施が必要です。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成26年度	発電機、投光器等の配備が無い指定避難所へ3年計画で発電機等を配備開始
28年度	備蓄倉庫が整備されていない小中学校へ3年計画で備蓄倉庫を整備、平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セット(BOX)を配置
3年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施

##### イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	R元年度	R2年度	R3年度
備蓄倉庫設置箇所数	65か所	65か所	65か所
発電機等配備避難所数	156か所	156か所	158か所
食糧	65,500食	65,500食	65,500食
段ボールベッド	1,243台	1,167台	1,167台
携帯トイレ	257,500枚	257,500枚	257,500枚

## 危機管理体制の強化

### 3 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉政策課

#### (1) 目標

災害時に避難等が困難となる高齢者や障がい者や等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用するなどして、地区及び町会等の実情に応じた見守り、避難支援体制づくりを支援しました。(地区防災訓練において名簿を活用した安否確認等を実施した地区(1地区))

#### (3) 現状の分析と今後の課題

「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供しています。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成18年度	「防災と福祉のまちづくり講座」開始
21年度	災害時要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン(ガイド編)を策定
22年度	災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)を作成
23年度	災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)の一部改訂
24年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 松塩筑木曾老人福祉施設組合
25年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 (社福) 中信社会福祉協会
26年度	同協定書の再締結(適用施設の拡充) 松塩筑木曾老人福祉施設組合
28年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書の締結 (一社) 日本福祉用具供給協会
29年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
30年度	市内25法人49事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
令和元年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結(合計28法人70事業所)

##### イ 統計資料

(単位:人)

	避難行動要支援者名簿 登載者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供 拒否の意思表示者
令和2年4月	15,388	13,064	2,324
令和3年4月	16,097	13,380	2,717
令和4年4月	15,338	12,435	2,903

## 危機管理体制の強化

### 4 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

#### (1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、旧松本市における同報系防災行政無線の整備及び合併5地区の同報系防災行政無線との統合を進めます。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 旧松本市及び合併地区の現行の同報系防災行政無線の保守管理を行うとともに、合併地区の防災行政無線を順次、旧松本市のシステムへ統合する更新工事を進めます。
- イ 平成30年度から令和4年度までに実施する四賀・安曇・奈川地区のシステム更新工事において、令和2年度は安曇・奈川地区の全世帯に、令和3年度は四賀地区の全世帯に音声告知端末を配備しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の更新を進めています。
- イ 聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段について引き続き研究していきます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成23年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
平成24年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（旧松本市）
平成25年度 ～26年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局2局、中継局1局、屋外拡声子局307局、戸別受信機717か所（旧松本市の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
平成29年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区）
平成30年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事完了（梓川・波田地区） ・梓川地区 屋外拡声子局40局、戸別受信機47か所 ・波田地区 屋外拡声子局31局、戸別受信機48か所 同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局1局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区）
令和元年度 ～2年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇地区整備完了 音声告知端末649か所、屋外拡声子局7局 ・奈川地区整備完了 音声告知端末325か所、屋外拡声子局7局
令和3年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・四賀地区整備完了 音声告知端末1,620か所、屋外拡声子局4局

##### イ 統計資料

同報系デジタル防災行政無線世帯カバー率

年度	R元	R2	R3
世帯カバー率	98.0%	98.0%	99.0%

## 危機管理体制の強化

### 5 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

#### (1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

##### ア 時代に即した持続可能な消防団への改革

(ア) 消防団員の処遇改善の実施（団員報酬の見直し、出勤報酬を創設、団員個人への直接払い）

(イ) 時代の変化に対応した持続可能な消防団について、消防団とともに処遇改善や負担軽減などを研究

##### イ 団員の確保

(ア) 「地域との絆 消防団応援プロジェクト」の継続（協賛店が消防団員へ特典を提供）（84店登録）

(イ) 「消防団協力事業所表示制度」（事業所による消防団への積極的協力を認定）の活用（54事業所登録）

(ウ) 市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）

(エ) 学生消防団活動認証制度による学生の勧誘

##### ウ 消防団施設

本部詰所2か所の建替整備 第5分団（鎌田）、第24分団（本郷・洞）

##### エ 消防団車両

消防ポンプ積載車2台の更新 第11分団（新村）、第14分団（笹賀）

消防ポンプ軽積載車1台の更新 第32分団（奈川）

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 消防団員の確保と時代の変化に対応した消防団への改革が求められています。そのため、消防団とともに処遇改善や負担軽減などを研究し改革を進めます。

イ 自主防災組織・町会等との協力体制を構築し、地域活動の位置付けで消防団員の加入を促進します。

ウ 災害時における消防団の役割や活動の必要性を知っていただけるよう、地域のイベント等に参加してPRします。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

(ア) 松本市の消防団員（令和4年4月2日現在）

a 総数1,714人（条例定数2,169人）

b 上記(ア)のうち女性団員数64人（3.7%）

(イ) 上記(ア)のうち市役所消防隊25人（令和元年11月1日設置）

(ア) 消防団施設等の整備方針

a 施設の建替基準 耐用年数又は30年以上

b 車両の更新基準 22年

##### イ 統計資料

年度	R 2	R 3	R 4
消防団員数	1,949人	1,887人	1,714人

## 防災・減災対策の推進

### 1 狭あい道路拡幅整備

建設部 建築指導課

#### (1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（都市計画区域内の幅員1.8 m以上4 m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

ア 建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和3年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書受付件数 148件（内寄附予定件数20件）

(イ) 所有権移転件数 3件

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることが必要です。

イ 令和3年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成22年度	庁内協議開始
23年度	庁内協議 12月に議会に取組みについて報告
24年度	4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取 6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定 8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
令和3年度	対象範囲を都市計画区域まで拡大

##### イ 統計資料

事業内容	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
道路整備件数	10件	11件	10件	4件
工作物除去・移設等補助金交付件数	8件	4件	5件	6件
奨励金交付件数	2件	1件	1件	1件

## 防災・減災対策の推進

### 2 建築物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課 住宅課

#### (1) 目標

昭和56年5月31日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 耐震改修促進事業の概要について、市広報への掲載、ラジオ番組出演、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の世帯に戸別に説明を行いました。
- イ 松本市耐震改修促進計画（第3期）を策定しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
- イ 松本市耐震改修促進計画（第3期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成16年度	木造住宅無料耐震診断事業を開始
17年度	木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
19年度	松本市耐震改修促進計画を策定
20年度	非木造住宅、避難施設及び特定建築物精密耐震診断補助事業を開始
26年度	要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断実施
27年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成28年度～令和2年度）
28年度	要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断結果を公表
令和元年度	ブロック塀撤去事業開始
3年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和3年度～令和7年度）

##### イ 統計資料

年度		H 30	R 元	R 2	R 3
木造住宅	無料耐震診断	31戸	48戸	31戸	23戸
	耐震補強工事補助	14戸	11戸	7戸	4戸
非木造住宅耐震診断補助		0件	0件	0件	0件
避難施設無料耐震診断		0棟	1棟	0棟	0棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		1棟	0棟	0棟	0棟
ブロック塀撤去事業		-	22件	32件	29件

## 3 雨水渠の整備

### (1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

### (2) 令和3年度の実績と成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の工事を実施しました。
- イ 並柳、出川地区の溢水対策として、並柳雨水幹線最下流の排水施設工事を実施しました。
- ウ 市街地の下水道合流区域内の溢水対策として、丸の内雨水幹線の工事を実施しました。

### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 都市化による出水量の増加及びゲリラ豪雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。  
また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。  
(田川第一雨水幹線、県第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

### (4) 現在までの経過と統計資料

#### ア 経過

昭和43年度	下水道事業として雨水排水対策を開始 (中略)
平成14年度	上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
平成16年度	牛伏川第三雨水幹線竣工
平成17年度	水汲第一雨水幹線竣工
平成20年度	芳川村井第一雨水幹線竣工
平成25年度	芳川小屋第一雨水幹線竣工
平成26年度	穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
令和元年度	筑摩雨水貯留管竣工

#### イ 統計資料

整備面積・管渠延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累計 (m)
令和元	3,807.0	750.8	19.7%	398.2	30,229.1
令和2	3,807.0	750.8	19.7%	116.6	30,345.7
令和3	3,807.0	750.8	19.7%	297.8	30,643.5

## 防災・減災対策の推進

建設部 建設課  
公共用地課

### 4 河川水路網の整備

#### (1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

西大門沢川・頭無川・藤井沢・横田運動公園水路・三才水路・村井東水路等、市内を流れる14の河川・水路（延長540.3m）の改修を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業		市単独事業	
	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）
令和元	364,292	100.0	279,560	76.7	84,732	23.3
令和2	235,767	100.0	181,651	77.0	54,116	23.0
令和3	384,980	100.0	339,576	88.2	45,404	11.8

##### イ 統計資料

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金 額 （千円）	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金 額 （千円）
令和元	3	132.5	42,422	5	232.0	25,777
令和2	3	58.1	18,326	7	304.1	20,259
令和3	4	189.2	11,806	10	351.1	20,343

※ 金額は工事請負費です。

### 5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

#### (1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。特に、危険度が高い、田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700 m）が早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

##### ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

- (ア) 田川の渚～村井工区の護岸工（巾上 127 m、村井 683 m）
- (イ) 奈良井川の松島橋上下流（L = 34 m）
- (ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

##### イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望（書面）を7月に、県要望を11月5日に実施

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組みを県へ要望します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

昭和 19 年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25 年	女鳥羽川	田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
26 年	田川	河川改修工事着手
27 年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
38 年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	の計画高水流量の改訂
42 年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
45 年	ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂	
49 年	牛伏川	河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
57 年	奈良井川水系の全体の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工	

##### イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

## 将来にわたる公共インフラの整備

### 1 公共施設マネジメントの推進

総務部 公共施設マネジメント課

#### (1) 目標

「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化及び集約化並びに適正化の取組みや民間活力の導入により、公共施設の総量抑制やコスト縮減を進めます。また、施設の特性に応じた省エネルギー化を進めます。

#### (2) 令和3年度取組みと成果

- ア 令和3年5月、施設所管の職員用に「建物維持管理マニュアル」を策定し、市民の安全のため日常の管理等に役立てています。
- イ 令和4年3月、適正かつ効率的な施設管理を行うための「松本市公共施設（建築物）の計画的保全の考え方」を策定し、運用を始めました。
- ウ 施設の長寿命化と省エネルギー化の改修工事の設計を行いました。  
(菅野小学校、梓川小学校、Mウイング、奈川文化センター夢の森)
- エ 施設の長寿命化と省エネルギー化の工事監理を行いました。  
(里山辺公民館新築工事、美術館大規模改修工事、基幹博物館新築工事)

#### (3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和3年度に改訂した松本市公共施設等総合管理計画に示した、コスト縮減の調査、研究等の新たな方向性について、具体的な実行プランの取組みが必要です。
- イ 目標の総量削減と長寿命化を推進するだけでなく、経費削減、収益確保、公有財産の売却、貸付等による財源確保の検討が必要です。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成27年度	松本市公共施設白書を策定
28年度	松本市公共施設等総合管理計画を策定
30年度	松本市公共施設再配置計画を策定
令和2年度	松本市個別施設計画を策定
3年度	松本市公共施設等総合管理計画を改訂

##### イ 統計資料

松本市公共施設等総合管理計画策定時からの施設数及び延床面積の推移

	計画策定時	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施設数	769	757	743	739	733	714	701	688	683	658
延床面積 (千m <sup>2</sup> )	1,132	1,138	1,139	1,145	1,139	1,133	1,133	1,131	1,127	1,113
増減率 (累計)		0.5%	0.6%	1.1%	0.6%	0.1%	0.1%	△0.1%	△0.4%	△1.7%

## 将来にわたる公共インフラの整備

### 2 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検

建設部 維持課

#### (1) 目標

大型道路構造物及び舗装について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に維持管理することにより、安全性の確保及び耐用年数の延伸を図ります。

また、新しく国から示された道路構造物及び舗装の点検要領に基づき、定期点検を実施します。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

ア 舗装について、平成27年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づき、3路線（L=0.9km）の修繕を実施しました。

イ 横断歩道橋について、平成30年度に策定した横断歩道橋長寿命化計画に基づき、1橋の修繕を実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

ア 大型道路構造物について、個別の長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を進めることにより、事業費の平準化及び道路交通の安全性を確保します。

イ 舗装長寿命化修繕計画に基づいた計画的修繕の遂行を目指します。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成26年度	舗装長寿命化修繕計画を策定（幅員5.5m以上 L=335km）	
～30年度	舗装修繕10路線（市道7702号線外9路線L=3.3km）実施	
	大型道路構造物点検実施	
	大型カルバート（島立、北松本、）	2か所
	横断歩道橋（島内、筑摩、神林、並柳、北松本西、北松本東）	6か所
	道路トンネル（奈川雪見ヶ原トンネル）	1か所
	大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を策定し公表	
令和元年度	舗装長寿命化修繕計画見直し（L=344km）	
	舗装修繕6路線（市道6572号線外5路線L=1.9km）実施	
2年度	舗装修繕6路線（市道6572号線外5路線L=2.5km）実施	
	横断歩道橋修繕2橋（北松本（西）、島内）実施	
3年度	舗装修繕3路線（市道7553号線外2路線L=0.9km）実施	
	横断歩道橋修繕1橋（南荒井南）実施	
	大型道路構造物点検実施	
	大型カルバート（島立、北松本）	2か所

### 3 橋りょうの長寿命化及び定期点検

#### (1) 目標

橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の延伸を図ります。

また、2m以上の橋りょうについて、5年に1度の定期点検を実施します。

#### (2) 令和3年度 of 取組みと成果

ア 橋長2m以上の全988の橋りょうについて、平成30年度までに橋梁定期点検（1巡目）を実施し、その結果により「松本市橋梁長寿命化修繕計画」（平成24年度策定）の見直しを行いました。

イ 補修工事は、柳橋、学北橋他5橋を実施しました。また、新庄橋、下島2号橋他7橋の補修詳細設計業務を実施しました。

ウ 令和元年度から、橋梁定期点検の2巡目が始まり、令和3年度は、橋長2～5mの142橋と同5m以上の131橋について実施しました。

#### (3) 現状の分析と今後の課題

平成30年度までに実施した橋梁定期点検結果により見直した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、将来的な財政負担の低減、橋梁修繕費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図るため、橋りょうの長寿命化を引き続き計画的に進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

(ア) 平成20年度から23年度の橋梁調査を基に、平成24年度「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

(イ) 平成26年7月から義務付けられた橋りょうの定期点検は、定期点検要領に基づき実施しています。

(ウ) 平成30年度までに実施した1巡目の橋梁定期点検の結果により「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、より計画的な橋りょうの維持管理に取り組んでいます。

##### イ 統計資料

橋梁定期点検

(単位：橋数)

項目		橋梁定期点検 1巡目 H26～H30	橋梁定期点検 2巡目 R1～R5		
		H30まで	R1	R2	R3
定期点検	橋長2～5m	508	95	85	142
	橋長5m以上	480	117	121	131
補修詳細設計		35	9	6	9
補修工事（完了）		26	3	10	7
進捗率（完了／計画71橋）		37%	41%	55%	65%

## 将来にわたる公共インフラの整備

### 4 市役所新庁舎建設事業

総合戦略局 総合戦略室

#### (1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

#### (2) 令和3年度の実績と成果

市長公約に掲げる分散型市役所を実現するため、改めて基本的な考え方を整理し、具体的な案をまとめました。

##### 〈基本的な考え方〉

- ・ 更なる市民サービスの向上  
身近な場所で、質の高い行政サービスを提供し、あらゆる手続きや相談を可能にする、新たなワンストップサービスの構築
- ・ 松本のまちの「シンカ」  
まちづくり全体と関連事業の進展を見据えた、行政機能の再配置
- ・ 整備コストの削減  
規模のスリム化や整備手法の見直しによる、整備コストの削減

##### 〈議会協議〉

令和4年1月 市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体案を協議し、継続協議と集約

#### (3) 現状の分析と今後の課題

様々な観点から多角的に検討を行い、分散型市役所への理解を深められるような取組みを進めます。

#### (4) 現在までの経過と統計資料

##### ア 経過

平成27年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
平成28年度	総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
平成29年度	市議会ので了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
平成30年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和元年度	新庁舎建設基本計画を策定
令和2年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議

##### イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	62年	地上5階、地下1階、塔屋3階、附属建物	6,848.26㎡	RC
東庁舎	S44	52年	地上4階、地下1階、塔屋1階	6,500.80㎡	RC
東庁舎別棟他	H4	28年	地上2階、附属建物	674.34㎡	LSG
北別棟庁舎	H29	4年	地上2階	496.86㎡	LSG
計				14,520.26㎡	